

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第九号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「十二人」を「十四人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。